

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和2年度第2回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会
日時	令和3年3月23日(火) 13:00~15:00
場所	芦屋市役所東館3階大会議室(事務局, 傍聴), ウェブ会議
出席者	委員長 竹端 寛 委員 長城 紀道, 土田 陽三, 小西 明美, 福島 健太, 中山 裕雅 浦野 京子, 大島 眞由美, 斉藤 登, 中野 富枝 欠席委員 和田 周郎, 福田 晶子, 安達 昌宏 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 脇 朋美 芦屋市社会福祉協議会 三芳 学
事務局	芦屋市地域福祉課 地域福祉課 吉川 里香, 馮 翔実 知北 早希, 横道 紗知 障がい福祉課 柏原 由紀, 長谷 啓弘 高齢介護課 篠原 隆志
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者○人中○人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 報告

- ア 第1回委員会意見を受けての取り組み状況
- イ 権利擁護支援センター運営委員会報告

(2) 協議

- ア コロナ禍における相談支援・虐待対応について
- イ 身寄りのない人への支援について

(3) その他

関係する各計画における取組について

2 提出資料

- 令和2年度第2回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 議事次第
- 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱
- 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿
- オンライン会議(Zoom)での注意事項
- 事前資料1 取組状況報告
- 事前資料2 令和2年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告(上半期)
- 事前資料3 虐待に関する相談件数及び傾向について

- 事前資料 4 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談状況等について
- 事前資料 5 第9次芦屋市すこやか長寿プラン21（抜粋）
- 事前資料 6 芦屋市障がい者（児）福祉計画（抜粋）
- 事前資料 7 芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もがともに暮らせるまち条例

### 3 審議内容

#### ア 第1回委員会意見を受けての取り組み状況

##### 【事前資料1取組状況報告】

（竹端委員長）

1つ目の報告をお願いいたします。

（地域福祉課 馮）

前回の会議では成年後見制度の認知度が低いことが問題ではないかと議題にあげましたが、制度の認知度が低いだけでなく、情報を必要としない人もいる、自分で制度を調べて利用したりする人が多いのでは、報酬を払ってまで依頼するメリットがないため利用していない人がいるのではないかなどのご意見がありました。しかし一方で、この制度が必要な方もおり、そのような方には必要時につなげられるようにすることが重要とのご意見をいただきました。成年後見制度について金融機関や弁護士会に相談できる機会もありますが、ハードルが高いといったこともあるため、身近な支援者からの情報提供が重要であること、成年後見制度は金銭管理だけではなく、生活支援も欠かせないというご意見がありました。以上のようなご意見をうけ、成年後見制度については、必要な人にきちんと届くようにする必要性があると考えました。そのため、令和2年度は、パンフレットやホームページを活用して、成年後見制度の相談先として権利擁護支援センターの周知を行いました。また、申立て費用の助成などを行う、成年後見制度利用支援事業についてもホームページにて周知をおこなっています。特に必要な人への周知という点では、個別支援ケースについて、成年後見制度の検討が必要な場合、情報提供や、権利擁護支援センターが申立て支援を行うなど関係機関と連携して対応しています。

虐待対応については、小さい事業所では研修の機会が得られにくい、通常の業務の中で研修に参加しにくい現状があるとの意見がありました。また、同じケースが何度も虐待疑いケースとして通報されたり、障がい者虐待のケースとして関わったが、高齢者虐待の問題があったりと、多様なケースがあり、関係機関と連携しながら対応していくことの重要性への意見があがりました。ご意見のあった研修については、行政職員向けの虐待対応研修、高齢者生活支援センターや障がい者相談支援事業向けの養護者虐待の予防の研修、障がい者施設従事者向けの虐待予防研修の3つの研修を行いました。施設従事者向けの研修は午前と午後を実施し参加しやすいよう工夫しました。

その他、高齢者虐待・障がい者虐待の統計や現状から見える支援の仕組みの課題や、地域の課題とその解決策を検討するための会議を1月に実施しました。現在、会議の意見をもとに課題を整理しているところであるため、来年度は解決策の検討や取り組み内容を報告する予定です。

(竹端委員長)

この取組の報告について質問や意見はありますか。大丈夫でしょうか。議題も多いので次の議題をお願いします。

#### イ 権利擁護支援センター運営委員会報告

##### 【事前資料2 令和2年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告（上半期）】

(権利擁護支援センター 脇)

2月22日に開催した権利擁護支援センター運営委員会では11月末までの活動を報告いたしました。本日は報告内容のポイントを説明します。

専門相談の利用状況では、例年利用が少ないことから、実施回数を減らしたのですが、結果としては、例年より利用件数が多くなり、稼働率も56%に増加しました。臨時相談は去年の倍の42回となり、成年後見制度の利用にあたり、専門職とのマッチングに専門相談を活用したことが要因として挙げられると思います。

また、通常の利用相談も2,513件と昨年より少し増えています。なかでも成年後見制度の相談が988件と増えています。内訳では、申立て支援に関する相談が一番多く600件余りありました。申立ての支援件数は44件であり、例年になく数となりました。金銭管理、財産管理、債務整理については約2倍の件数となっています。これらの要因としては、福祉センターの総合相談窓口へ生活困窮に関する相談に来られた方が、債務整理の課題から権利擁護支援センターにつながる場合が多かったことが考えられます。また、身寄りのない方の金銭管理の相談も増えています。

毎年開催していた権利擁護支援者養成研修は開催せず、フォーラムのみの開催となりました。フォーラムも、新型コロナウイルスの感染拡大により、対面ではなくYouTubeでの限定配信となりました。来年度は権利擁護支援者養成研修を実施する予定です。

虐待対応力の強化では、養護者による高齢者虐待対応マニュアルの帳票集が完成したため、マニュアルを活用した虐待対応研修を3月17日に行っています。参加者からも継続して実施したいという意見をいただき、継続の必要性を感じています。また、虐待の発生要因や高齢者の養護者の特性などから、高齢者虐待の予防、対応、再発予防に関する地域課題について検討する会議を行いました。この会議についても継続することも対応力強化につながるため、継続して実施したいと思います。

委員の方からは、申立件数が増加している中で、マッチングは3士会と協議する必要があるのではないか。申立て支援は地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターと連携が必要ではといった意見がありました。また、成年後見制度利用促進計画における中核機関の展望のご質問も受けました。権利擁護支援センターとしても、専門職とのマッチングのシステムの整備や、適否についての研修、専門委員会の活用が必要と感じています。

(竹端委員長)

相談件数が増えたということですが、西宮市も増加しています。高齢者が増えていますので、

相談が増えることも予測が付きませんが、昨年の1,900件と比較して2,500件という数値についてどのような実感を持たれ、総括をされていますか。

(権利擁護支援センター 脇)

実感としてはあまり件数が増えていることは感じていませんでしたが、専門相談や虐待の件数を見て相談数の増加がわかりました。件数の増加に伴う、業務の負担の増加については、対応を検討する必要があると考えています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。では他に質問はありますか。

(大島委員)

活動報告状況3ページ、後見事務の内訳の苦情は、どなたへのどのような苦情でしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

被後見人から後見人に対するものですが、相談も含んでおり全てが苦情ではありません。

(竹端委員長)

具体例はありますか。

(権利擁護支援センター 脇)

隣の家から騒音がする、会社で悪いことを言われる、嫌な人がいるなどの内容です。

(竹端委員長)

権利擁護支援センターに対する苦情というよりも、ご本人が抱えているしんどい思いが、苦情というかたちで表出されているということによろしいでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

権利擁護支援センターに対する苦情もあります。金銭管理について、認知症の方から、あなたたちが何の権限でお金を持っているんだ、お金を返してほしい、後見人をやめてくれといわれることもあります。

(竹端委員長)

その時はどのように対応されていますか。

(権利擁護支援センター 脇)

裁判所に選任されてお金と生活を守るために就任していることを説明します。丁寧に話をするとその時は分かってもらえますが、忘れて翌日にも同じ内容で電話がかかってくるという繰り返しになっています。

(竹端委員長)

そういった訴え、どの程度の期間続くのでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

一定の期間は続きますが、少しずつ状況が変化し「あなたのお金を守っているんですよ」と説明すると、「そうか」と安心されるようになり、当初のような激しい苦情にはなりません。

(竹端委員長)

不安が強い方で、信用できると思いつつも、不安だから確認されるという状況で、繰り返

し説明することで、徐々に信頼関係ができ、少しずつ安心していかれるのでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

だんだんと関係性は良くなっていると感じます。

(竹端委員長)

ちなみにそのような訴えをされる方はどれくらいの人数いらっしゃいますか。

(権利擁護支援センター 脇)

激しい訴えをされる方は4名程度です。

(竹端委員長)

それも含めて支援ということですね

(権利擁護支援センター 脇)

そうです。嘘やごまかしをせず、きちんと説明するようにしています。

(竹端委員長)

では次の議題に移ります。

## 2) 協議

ア コロナ禍における相談支援・虐待対応について

【事前資料3 虐待に関する相談件数及び傾向について】

【事前資料4 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談状況等について】

(社会福祉協議会 三芳)

権利擁護支援につながる背景として経済面の問題があります。生活困窮者の現状と課題について事前資料4を用いて報告します。自立相談支援事業では新型コロナウイルスの支援として緊急小口資金と総合支援資金による貸付けと、住居確保給付金による家賃助成を中心に支援をしています。貸付けは、最大20万円の緊急小口資金を申請し、なおかつ生活の再建が難しい場合に最大180万円までの総合支援資金を利用できます。昨年未までで735人が利用しており、芦屋市で約6億円の貸付額で、貸付けと住居確保給付金に関する全ての相談件数は2,600件を越えています。全国的にも貸付け相談件数が170万件、貸付け申請総額7,000億円となっています。

芦屋市では、社会福祉協議会が貸付け業務と生活困窮者自立支援事業を同じ部門で対応しているため、最終の貸付けの時にはライフラインが止まっていないか、家賃の滞納がないか、食材あるか、就労状況はどうかなど詳しく聞いて、状況把握に努めています。それにより生活困窮以外の困りごと、例えば8050問題などを把握し、継続的な課題解決のプランをたて支援しています。

相談内容では、年金にプラスして就労の収入があった方が、コロナのためパートが減らされて減収し、年金だけの生活では難しくなって貸付けの相談に来られていますし、福祉に接点のなかったフリーランスの方も相談に来られています。相談の多い職種は飲食業や美容師、タクシー運転手です。飲食店の方は、事業主だけでなく、雇用されている若い世代が、飲食店が休

業しているために相談に来たというケースが多いのが特徴的です。また、学校の休校に伴い食費が増え、生活が苦しいといった相談もあります。昨年の3月から貸付制度が始まりましたが、最初は情報収集に長けている方や仲間のネットワークが強い方が相談に来られていた印象です。最近では、初めて知った方や、相談先から回りまわって知ったという、情報が行き届きにくい方も相談に来られています。この1年何とか貯金でやりくりしたり、家賃を滞納したりしながらやってきたが、どうにもならなくなり、相談窓口に行きついた方や、消費者金融にお金を借りた後で相談に来られる方もいます。一方では、未だ相談つながっていない方がいるのではないかと感じています。生活困窮者支援では、経済的な困窮と社会的孤立の側面から支援していますが、孤立については、コロナで自宅からの外出が制限され、孤立を深めている方がいるのではないかと危惧しています。

課題としては現在、特例の貸付けや緊急支援をしています。災害時の支援に似ていると感じています。地域が限定された災害の場合は都道府県や市町村社協から応援が得られますが、今回は全国的な災害のようなもので、応援が呼べない状態であったため、芦屋市社協のなかで応援体制を組み、関係機関と協力して対応をしている現状です。貸付制度や家賃助成制度は期間限定の支援であることから、7月以降は貸付制度が減ってくると思われ、借りられるものが無くなった時に一気に困窮の問題が顕在化する可能性があります。そのため権利擁護支援センターと一緒に債務整理の相談を受けるなど、他にも障がい者・高齢者・児童分野と連携しながら権利擁護のシステムをつくっていかねばならないと感じています。

(地域福祉課 馮)

事前資料3を用いて虐待に関する相談件数及び傾向についてご報告します。コロナ禍における虐待の相談件数ですが、12月までの件数を令和元年度と比較すると、高齢者虐待が同じ56件で横ばい、障がい者虐待が元年度は7件でやや増加、児童虐待が149件で増加となっています。高齢者虐待の相談経路は、警察からの通告が多くなっています。令和2年度において、6月以降虐待相談件数が増加していますが、新型コロナウイルス感染症が直接影響しているか判別できていませんが、背景には養護者の減収や本人がサービスを使えないことで精神的にイライラしていたことがあります。また高齢者生活支援センターの窓口で、コロナ禍において認知症が進行したという相談が増加しており、直接虐待につながっている状況にはありませんが、認知症による介護負担が虐待の要因になることもあるため、適切な介護サービスの利用等の支援により、虐待を予防することが必要です。

障がい者虐待の相談経路は、警察や支援者からの通告が多くなっています。新型コロナウイルスとの関連性では、緊急事態宣言発令により、自宅で過ごす時間が増えたことで、家族と接する時間が多くなった結果、家族とのトラブルから虐待通報となったケースがありました。また、精神疾患を抱える方の中で、新型コロナウイルス感染症の影響から、休業期間中に精神状態が悪化し、仕事に復帰できなくなったケースがありました。

児童虐待の相談経路は、警察からの通告が増加しています。通告の内容は、子どもの目の前で保

護者が暴力をふるう等の面前DV（心理的虐待）が多くなっています。また、児童虐待の相談件数は、平成29年度以降前年度比2倍で推移しています。虐待の相談件数増加の原因として、新型コロナウイルス感染症が影響しているかは、不明です。

（竹端委員長）

従来の貸付け対象者とは異なる層の方の利用が多かったという説明がありましたが、従来の対象者層の方はいなくなったのか、それとも飲食店や美容室などのフリーランスといった異なる層の方が多くなり、従来の層の方が目立たなくなったのか、推移はどうでしょうか。

（芦屋市社会福祉協議会 三芳）

緊急小口資金と総合支援資金は、本来は失業者への貸付けとなっています。実際、失業されて申請される方も多いですが、今回はコロナ特例で自営業の方で収入が減少された方も対象になっているので、コロナ特例の方の利用が大きく増えた印象です。

（竹端委員長）

今回の利用者の中には、社会福祉協議会などの支援が必要となる方もいれば、景気が持ち直せばやってけるという方もいると思います。権利擁護支援システム推進委員会が対象とする、福祉が関与すべきグレーゾーンの方は735件のうちどれくらいでしょうか。

（芦屋市社会福祉協議会 三芳）

実感になりますが、735人のうち、これまでの対象である失業された方2割程度です。グレーゾーンの方は3割近くかと思います。残りの半数は、本来は貸付けを利用されなくてもなんとかかなる方だと感じています。

（中野委員）

社会福祉協議会から、相談者には情報を多く持っており、ネットワークが強い方がいたと説明されていましたが、それは大事なことだと思います。私は、第9次すこやか長寿プラン21の市民委員をさせていただき、高齢者福祉に対する情報や介護保険の事業計画などを知り、大変勉強になりました。これから高齢化していく中で、自分としてはどのように情報を収集していけば、すこやかに元気で生き生きと生きていけるのかのヒントをもらった気がします。情報を収集する自助努力はとても大切だと感じました。

（竹端委員長）

他の方はどうでしょうか。

（大島委員）

貸付金額が6億円と聞いてとても驚きました。芦屋側カレッジの受講生からお話をきいた際に、芦屋市の平均所得が700万を超えていて全国で4位と聞いていたので、経済的な格差が広がっていることを実感しました。相談に至ったきっかけのなかで、高齢者生活支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーから相談を勧められた方はあったのでしょうか。

（芦屋市社会福祉協議会 三芳）

私自身が対応している中では、ケアマネジャーや高齢者生活支援センターから聞いて相談に来られた方はおられませんでした。他の職員では対応している可能性はありますが、かなり

少ないと思います。介護が必要な方の家族からの相談はあるものの、ケアマネジャー等への周知はあまりできていない現状です。周知に関しては今後検討したいと思います。

(地域福祉課 吉川)

補足といたしまして、12月末までに総合相談窓口等から生活困窮者自立相談支援事業につながった相談件数227件うち、相談経路の内訳では、ケアマネジャーから勧められた方が2人、高齢者生活支援センターが1件となっており、広報紙やホームページを見て来られた方が多い状況です。また、紹介元として一番多いのは、生活援護課で、生活保護の要件に該当しなかった場合や、困りごとの内容から該当すると思われた場合に、生活困窮者自立相談支援事業の窓口につないでいる現状です。

(竹端委員長)

生活困窮の方も今回のコロナで増えているのでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

総合相談窓口の相談内容から、生活困窮者に該当される方は、生活困窮者自立相談支援事業が支援をしています。昨年度、生活困窮に関する相談は124件でしたが、今年度は12月末で227件と増えており、フォローする人数が増えています。

(竹端委員長)

コロナにより失業したり仕事が減ったりしたことが背景にあるのでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

失業などによる経済的な問題が背景にある方が多いです。また、高齢者が年金やアルバイトで生活費を稼ぎ、50代60代の子どもを養うという8050問題のような方もいらっしゃいます。本来からあった問題が、コロナによる経済的問題からあぶりだされたと思われます。

(浦野委員)

生活に困窮した方が多く相談に行かれた方も多いと聞いています。職員の人数的な制限もあるなか、どのように優先順位を決めて貸し付けられていったのでしょうか。

(社会福祉協議会 三芳)

貸付けは、優先順位ではなく受け付けた順番で対応していきました。通常の職員は7名ですが、17名に増員し対応しました。また、食料がない、ライフラインが止まっているなどの方には貸付けだけでなく、コープこうべからの寄附や協定による食糧支援をはじめとしたできる支援を提供しました。保険証がなく、病院受診ができない方には国民健康保険の窓口に同行し、保険証の取得から受診に向けた支援をしました。その他、母親と子どもを支援するために、国際ソロプチミスト芦屋と協同し、お金ではなく、服など現物を支給する「ほほえみ基金」を立ち上げました。このような貸付け以外の資源も活用しながら対応しています。

(浦野委員)

皆さま助かっていると思います。ありがとうございます。職員のご苦勞も感じています。

(竹端委員長)

他に質問がある方はいらっしゃいますか。



(権利擁護支援センター 脇)

コロナと虐待の直接的な関係性については明確に分析できていませんが、11月末までの虐待通報47件のうち、9件はコロナとの関連性が考えられます。コロナで仕事が激減したことで家にいる時間が長くなり、イライラして家族を叩いてしまったというケースや、コロナの給付金が入ったことで生活費をもらえなくなったケース、デイサービスに行けなくなったことで介護負担が増え、養護者からの虐待が起こっているケースがありました。コロナが直接的な原因になっているかは明らかではありませんが、何らかの影響はあったと感じています。

また専門相談では、コロナで減収し債務が払えなくなったことによる債務整理の相談が4件あります。現状が続くと、虐待や債務整理の相談が増えていくように感じています。

(竹端委員長)

フードバンクについて、他市では、家を買ったもののローンや食費を払えなくなったので、食料が欲しいというような、中間所得層の方からもフードバンクの相談が入ると聞いていますが、芦屋ではどうでしょうか。

(社会福祉協議会 三芳)

芦屋市のフードバンクは1度限りの支援となっているので、生活再建ができるという保証のもと支援しています。例えば、緊急の貸付けを利用するまでの1週間を乗り切るためにお渡しするということが多くあります。また中間所得層の方への貸付けも非常に多くあり、緊急小口基金の20万と総合支援資金の合計約200万円を保険のような形で、しばらくの生活費として貯蓄され、乗り切ろうとされる方が多くいらっしゃいます。

(大島委員)

社会福祉協議会の報告の2ページ目に、外国籍の方の相談が50件あり、相談対応に苦労したとありますが、私たちが担当している潮見地域にも外国籍の方が多く住まれているため、同様の課題が多く出てくるのではないかと懸念があります。神戸市では翻訳や通訳ができる方をNPOが集めてコーディネートしていると聞いています。芦屋市でもそういったことを考えなければいけないのではと思いますが、どうでしょうか。

(竹端委員長)

すごく大事なポイントだと思います。いかがでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

生活困窮者自立支援推進協議会において、取組案の1つとして外国人コミュニティの把握から始めてみるのはどうか、という提案をしています。また、広報国際交流課に外国籍の方からの相談件数を確認したところ、行政手続きの相談が若干ある程度で、生活に根付いた相談はあまりありませんでした。行政の中にいるだけでは外国籍の方の実態を把握しづらいと感じています。具体的な案があるわけではありませんが、ご意見をいただきながら進めていきたいと考えています。大島委員におかれても、地域活動の中で把握された課題や協働して取り組めそうなことがあればお声がけいただければと思います。

## イ 身寄りのない人への支援について

(権利擁護支援センター 脇)

身寄りのない人への支援について権利擁護支援センターで感じている課題について報告します。先ほど、金銭管理や財産管理、債務整理に関する相談が昨年に比較し、約2倍の件数であったと報告しました。要因の1つは生活困窮の方の債務整理が増えたことですが、もう1つが、身寄りのない方からの金銭管理の相談が増えたことであると感じています。ケアマネジャーや高齢者生活支援センターの関わりのない方が救急搬送され、在宅に戻れない状態であった場合に、病院から金銭管理の相談が入ることが多くあります。そのような方は、全く身寄りが無かったり、親族との関係性が悪かったり、頼れる友人が居ないうえ、誰にも頼りたくない、自分のお金を触られたくないという気持ちから支援を拒否し、介入が難しい方が多いように感じます。しかし、話を聞くと、入院費や家賃、光熱費の支払いをほったらかしにして入院してしまったなど、金銭管理のニーズを抱えて、亡くなった時の家の処分や支払いなどの死後の事務委任、相続についてなどのニーズを抱えている方が沢山いらっしゃいます。救急搬送された時には病状が悪化しており、時間的に余裕が無かったり、支援に必要なお金がなかったりなど、ニーズがあっても支援できない状況にあります。地域包括支援センター運営協議会でも、類似の問題や、介入が難しい人の対応に困っているという話が話題となっており、今後同様のニーズを抱えた人は増加していくと思われまます。権利擁護支援センターでは、予防の観点から、終活の一環として、65歳以上の方を対象とした、講座を高齢介護課から受託して開催しています。他にも、病院やケアマネジャーに対し、身寄りのない方への支援においてどんなことに困ったか、どのようなサービスや対応が必要かというニーズ調査が必要と考えています。この問題は権利擁護支援センターや、高齢者生活支援センターだけでは対応できないと思います。他市ではライフエンディング事業として計画されている所もあるようですが、芦屋市でも予防と対応の両面から考えなければならないと思っています。

(竹端委員長)

ご報告ありがとうございます。ご質問やご意見はいかがでしょうか。

(福島委員)

脇センター長の話を補足します。先ほど挙げたようなケースが権利擁護支援センターに相談に来られた場合、権利擁護支援センターを受任しているPASネットの福祉サービス利用支援事業で対応していることがあります。PASネットで行っている福祉サービス利用支援事業は、補助金が無いことや、相談員の数に限りがあることから、数が受けられず、ニーズがある方全てにこの事業で対応することできない現状があります。そのため、ケースが増えてくると、対応できなくなる可能性があるという問題もあります。

(浦野委員)

終活支援の講座に参加された方は、その情報はどこから得たのでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

チラシを作成し広報しました。参加者同士がつながって欲しいという思いもあり、定員を15人としています。ただし、今年度はコロナということもあり定員に達しませんでした。

(浦野委員)

ありがとうございます。もう1点、以前、民生委員の活動のなかで、親族や友人がいない居住者について、その方を心配されたマンションの管理人から、相談を受けたことがあります。その方は、身寄りはないとしか話されず、支援が難しかったのですが、いよいよ体調を悪くされたという時に、地域福祉課に相談したところ、遠縁の方が見付き、死後事務をしていただけたということがあります。その時のことから、市は親族について調べられるのだなと感じ、そういった形での支援もあるのではないかと思いました。

(長城副委員長)

身寄りのない人の支援について権利擁護センターや自治体等の資源には限界があると思いますが、弁護士などの専門職につなぎ、支援を継続する仕組みがあります。令和2年度はそういう相談が結構あったように思います。実際に、PASネットが福祉サービス利用支援事業で支援をしており、その後、財産管理を引き継ぎ、看取ったケースがあったので紹介しておきます。

(地域福祉課 吉川)

浦野委員から以前のケースで行政が身寄りを調べたことがあるという話がありましたが、職権はどのような状況でも使えるというわけではありませんし、調べるのが難しい現状があります。身寄りのない方からの相談があった場合の実際の支援では、本人の了承を得て、権利擁護支援センターや高齢者生活支援センターとともに自宅からアドレス帳を探し、疎遠であった親族の方に連絡をしたということがあります。地道に通常の支援活動をするとともに、ご自身でも準備していただくよう啓発をすることが必要と感じます。また、そのようなケースについて行政と関係機関との約束事を決めることができればいいと感じています。

(大島委員)

発見した時には大変な状況になっており、暫定でサービスを利用するもの、支払いが難しく、サービス事業所の未収金となってしまっていることがすでにあります。資産があれば支払いにつながりますが、払えないが増えると、ケアマネジャーとして、安心してサービス事業所にお願いすることができないという不安があります。そういった問題についても考えなければいけないと思います。また、ケアマネジャーがついた時には既にがんのターミナルであり、死後の事務委任について考えなければいけない状態でしたが、説明をしても受け入れてもらえなかったケースがあります。死後の話をして受け入れてもらうには時間がかかると思いますし、知り合って何ヶ月かのケアマネジャーが利用者に自分の死について考えていくように言うのは難しいと感じています。終活の講座などに参加し、元気な時から死後のことについて考えてもらうことは有効だと思いますが、自分の死について考えていくように言うのはなかなか勇気が必要で、難しい問題だと日ごろから感じています。

(竹端委員長)

終活の講座を受講する人はそのようなことに意識のある人であり、問題が起きても自分で解決できる力もあると思います。むしろそのようなことにアンテナがはっていない人は、問題が絡まってしまって解けないまま、複雑になってしまう可能性が高く、どうしたらよいか分からない状態になり、どうもできない人の問題が表面化してきているということだと思います。セルフアドボカシーは自分で自分の権利を守ることですが、先ほどから課題となっているような、自分で自分の権利を守れない人がこれまでは少なかったかも分かりませんが、今後は、爆発的に増えてくるのではないかと思います。危機感等がありますか。

(権利擁護支援センター 脇)

感覚的には病院からの相談は増えています。また、おひとりさまの問題、例えば身元保証や金銭管理、死後の事務委任についての相談は増えてくると思います。

(竹端委員長)

行政としても同じような意見でしょうか。

(地域福祉課 吉川)

様々な場面において、市にも病院から同様の相談が入ることもあり、問題意識を持っています。劇的に解決につながる仕組みができることは難しいと思いますが、病院等と連携して支援していきたいと考えています。

(竹端委員長)

ケース記録を積み重ねていくことのもできると思いますがいかがですか。

(地域福祉課 吉川)

これまで相談を受け、市が関わっているケースは記録もありますので、他の関係機関が支援したケースも含めて、事例の積み重ねによる検討できるものと思います。

(小西委員)

精神科の入院患者の方にも、入院の際には親がいたが、退院する時にはおひとり様になっているという似通った事柄が精神科病院で問題になっています。入院の同意をされた方の状況を把握しておかなければ、精神科病院の入院時に関わっていたご家族や身寄りの方が長期入院になり、退院時に困ることがあります。

(竹端委員長)

障がいの地域移行の話と濃厚に関わる話ですが、現場ではいかがでしょうか。

(芦屋市社会福祉協議会 三芳)

障がい者基幹相談支援センターの業務も兼務していますが、地域移行については積極的にアプローチしています。長期入院の方に入院中から関わり、継続支援が難しい場合には権利擁護支援センターとも連携し、成年後見制度の利用を進め、地域移行を進めている人もいます。

(竹端委員長)

障がい者相談支援のサポートにつながった方は良いですが、それ以外はどうでしょうか

(芦屋市社会福祉協議会 三芳)

長期の医療保護入院の人にも会いに行く等の取組を行っています。

(竹端委員長)

そもそも医療保護入院が1年以上続くのはおかしいと思いますが、訪問をしているのであれば、訪問回数を増やす等、権利を守る取組を進めてもらえるようお願いします。

### (3) その他

関係する各計画における取組について

ア 第4次地域福祉計画の策定について（成年後見制度利用促進計画）

令和3年度策定予定の地域福祉計画と併せて成年後見制度利用促進計画策定予定。

本委員会でご意見をいただきたいと考えている。

イ 第9次芦屋市すこやか長寿プラン21について

【事前資料5 第9次芦屋市すこやか長寿プラン21（抜粋）】

ウ 第6期障がい福祉計画等と差別解消条例について

【事前資料6 芦屋市障がい者(児)福祉計画(抜粋)】

【事前資料7 芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もがともに暮らせるまち条例】

(竹端委員長)

3つ目の議事に移ります。各計画の取り組みについて報告をお願いします。

(地域福祉課 吉川)

成年後見制度利用促進計画について地域福祉計画と一体的に作成したいと考えており、令和3年度が地域福祉計画の策定年になりますので、時機を見て権利擁護支援システム推進委員会でも、成年後見制度利用促進計画についてご意見をいただきたいと思っています。

(高齢介護課 篠原)

「第9次すこやか長寿プラン21」について説明いたします。この計画は全ての高齢者を対象とした「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定したものになっています。

「高齢者がいつまでもいきいき安心して暮らせるまち」を基本理念に、基本目標を4つ定めています。権利擁護に関する目標は基本目標1の高齢者を地域でささえる環境づくりに記載しており、相談支援の充実や、地域包括ケアシステムの推進、8050問題などに対する包括的・重層的支援体制の整備、在宅医療や認知症ケアの推進などをあげています。高齢者の権利擁護支援には家族の支援をはじめ、関係機関、行政との連携協働や、地域の協力が必要不可欠です。高齢者が安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、本人の意思決定を尊重するため、権利擁護支援の充実を図ると共に、より多く人に理解してもらえるよう周知啓発していきます。あわせて成年後見制度の利用促進についても、制度の周知啓発や制度を利用する方を支えるための地域連携ネットワークの構築を推進していきます。各施策の項目についても定めていますが、権利擁護支援体制の充実、権利擁護の理解や意識を高める取り組みの推進は

市民だけでなく要介護施設従事者や関係機関への研修についても今まで以上に取り組んでまいります。成年後見制度の利用促進の面では、成年後見制度に関する調査結果から、制度の認知度が4割程度であったことから、次期策定時の認知度を6割以上に定めています。

(障がい福祉課 長谷)

障がい福祉課では「芦屋市障がい者(児)福祉計画第7次中期計画」と、「芦屋市第6期障がい福祉計画第2期障がい児福祉計画」を策定しました。権利擁護は、「芦屋市障がい者(児)福祉計画第7次中期計画」に定めており、基本理念には「障がいのある人もない人も住み慣れた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち芦屋～お互いを思いやり支え合うまちをめざして～」を掲げています。基本目標が4つあり、権利擁護については、「権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり」を目標に定めています。計画策定時に実施した調査では、権利擁護支援センターの認知度が10%と低く、他にも約3割の方が、障がいがあることで差別や偏見受けていると回答されました。本市では、令和3年1月に「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もがともに暮らせるまちづくり条例」を制定しましたので、条例を起点に差別の解消に取り組みたいと考えております。今後、権利擁護に関する相談支援は引き続き権利擁護支援センターで実施し、障害のある方からの相談は、障がい者相談支援事業、虐待ケースについては障がい者基幹相談支援センターを中心に支援していきます。また、障がい理解に関する周知啓発を行うと共に、市内の民間事業者に対し、合理的配慮の提供に係る助成事業を行っていきます。条例については事前資料7のリーフレットを利用し、周知啓発したいと思います。

(竹端委員長)

高齢者、障がい者のいずれも意思決定支援が重要視されていますが、計画の中で触れられていることや、芦屋市としての考えがあれば教えてください。

(障がい福祉課 長谷)

計画中に意思決定支援の文言は記載してはいませんが、障がい相談支援事業や障がい者基幹相談支援センターには専門職を配置し、意思決定を踏まえた支援をお願いしています。

(高齢介護課 篠原)

高齢者の場合は認知症大綱にも基づき、認知症の方が生活を送る上で個人の尊厳を意識しながら取り組んでいく視点を取り入れた施策を進める内容となっています。

(竹端委員長)

実態と計画が絡みあうことが大切だと思いますが、現場のリアリティはいかがですか。

(権利擁護支援センター 脇)

研修等は実施し、大阪意思決定支援研究会が作成されている「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」も参考に、現場での自己決定のあり方等についてその過程は経るようにしていますが、十分な落とし込みまではできていません。来年度も意思決定に関する研修を行うことを考えていますが、意思決定の過程が見えるような取組について職員を含め周知啓発していく必要があると考えています。

(大島委員)

ケアマネジャーや高齢者生活支援センターもご本人の意思を聞き取ることをやっていますが、難しいと感じています。関わらざるをえない部分であるため、今後の検討については高齢者生活支援センターやケアマネジャーも検討の輪に加えてほしいと思います。

(竹端委員長)

それは障がいの計画相談等も含め一緒に進めていってください。

(斉藤委員)

先ほど計画の説明がありましたが、非常に細かく策定されている印象があります。貸付の費用が6億円とっていましたが、今回のコロナの給付金に比べたら大した金額ではないと思います。コロナのような想定外の事態に対応していくためには、一律に給付金を配布するのではなく、国から予算を自治体に割ふってもらい、自治体が使い方を考えるほうが良いと思います。先進国でMMT理論が広がっていますが、国は支出をしていくべきだと思います。もう少し自治体の自由裁量で予算が使えるようになれば良いと思います。

また、シルバー人材センターでは成年後見制度等についてもいろいろ取り組んでおり、5月15日にデジタル終活の研修をやる予定です。

(土田委員)

医療の世界ではコロナが風邪の様になるには10年と言われ、数年はマスク生活であろうと思いますし、それを踏まえて活動しなければならず、現場はとても忙しいと思います。

(竹端委員長)

様々なご意見をいただきありがとうございます。ほかに事務局からございますか。

(地域福祉課 吉川)

今後も、各団体にご協力賜ることもありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(竹端委員長)

では、これで本日の権利擁護支援システム推進委員会を閉会いたします。

閉会